

内閣総理大臣
菅 直人 殿

公明党東日本大震災対策本部
総合本部長 山口那津男
本部長 井上 義久

東日本大震災における復旧・復興に関する緊急提言（第2回）

東日本大地震が発生してから3週間が経過した。被災地では未だに被災者が被災者を支え、燃料や物資が不足する厳しい生活を強いられている。災害発生直後から始まった被災者支援や復旧へ向けた取り組みは、災害規模が想定を大きく超えているとはいえ、政府の対応はあまりに鈍いと言わざるを得ない。また、大規模な津波による被害もはかり知れない。莫大な量の災害廃棄物の発生や住宅地の水没、農地の壊滅的被害などは、これまでの想定をはるかに超える。

政府はこうした状況を踏まえ、まずは被害の全容を速やかに把握し、先に行った第一回緊急要請と併せ、以下の項目について果敢に対応するよう提言する。

※第一回緊急要請：3月22日、内閣総理大臣へ申し入れた、「東北地方太平洋沖地震の復旧ならびに復興に関する緊急要請

【目次】

〔Ⅰ〕生活再建支援

1. 避難所対策『第二次災害から被災者の生命を守る！』
2. 災証明書
3. 資金面の不安解消
4. 仮設住宅
5. 全児童・生徒の就学
6. 民事法律扶助の充実
7. 雇用を守り、創出する
8. インフラ復旧
9. 被災地における医療、介護、障がい者サービスの復旧支援

〔Ⅱ〕復旧・復興支援

1. マンパワーの抜本的強化その1【行政等による支援】
2. マンパワーの抜本的強化その2【官民連携による支援】
3. 財政支援の強化
4. 行政システムの支援・強化
5. 東北方面の高速道路の一時無料化
6. 街づくり
7. 中長期的な復興の姿（考え方）

〔Ⅲ〕農林水産業支援

1. 緊急対策
2. 酪農・畜産・食肉・鶏卵対策
3. 森林・林業対策
4. 漁業再開のための支援
5. 漁業継続へ向けた支援
6. 税制特例措置
7. 福島第一原子力発電所災害対策

〔Ⅳ〕中小企業再建支援

1. 中小企業に対する金融支援の抜本的強化
2. 企業の事業再開に向けた支援
3. 金融面での対応
4. 被災企業に対する税制面での対応
5. 観光庁関連
6. その他

〔Ⅴ〕福島第一原子力発電所災害に対する対策の強化

1. 国民目線での情報開示の徹底
2. 避難者に対する支援強化
3. 医療体制の整備
4. 原子力損害賠償法の早期適用

[I] 生活再建支援

被災者が新たな人生に立ち向かえるように、救助・復旧・復興の各段階で、的確な支援策をタイムリーに実施することを念頭に、まずは避難所の機能強化を図るとともに、いち早く避難所生活からの自立を強力に支援する。

1. 避難所対策『第二次災害から被災者の生命を守る！』

1. 早急に、民間も含む全ての避難所の所在地・収容人数を掌握し、必要な救援物資を供給すること。
2. 特に、断水している地域の避難所への給水支援、携帯電話等の通信網の復旧に全力を挙げること。
3. 医師・看護師の24時間診察体制ならびに介護士の配置。医薬品・衛生用品の供給、感染症対策、入浴、し尿処理、廃棄物処理に万全を尽くすこと。
4. 授乳ができる母子コーナーを設置すること。
5. プライベート保持のためのパーテーションの供給、ペットの保護環境も整えること。
6. 在宅避難者にも救援物資の供給を実施すること。
7. 原発や放射線障害に関するリスクコミュニケーション実施、相談及び検査体制の実施。

2. 被災証明書

1. 市町村による「被災証明書」のスムーズな発行業務をバックアップし、発行と同時に「被災者生活再建支援法（100万円口）」の申請受付を開始し、早期の支給を実現する。
機能が滅失した市町村については、県が代行発行する。
2. 福島第一原発から20km以内の避難指示地域はもちろん、20～30kmの屋内待避地域を超える地域も含め、政府が地域指定を行い該当地域の住民に対して、三宅島全島避難の前例に倣い、被災者生活再建支援法の支給対象とする。または原子力損害賠償法で同等の措置を講ずる。

3. 資金面の不安解消

1. 被災者向けに「生活再建の手引き」など、わかりやすい各種災害支援金の一覧を網羅したパンフを作成・配布する。
2. 【生活資金】
 - ①義援金の早期配分
 - ②生活福祉資金特別貸付（10万円）の増額（阪神淡路大震災時は20万円）

- ③災害保護特別事業の実施（三宅島噴火災害の時に東京都が実施）
- ④災害援護資金貸付（上限 350 万円）の所得制限・保証人の撤廃、及び貸付利率（年 3 %）の引き下げ。

3. 【支払い猶予】

- ①既往ローン（住宅、自動車ほか）の返済猶予
- ②公共料金の支払い猶予。

4. 【減免】

自動車税ほか各種税の減免措置

4. 仮設住宅

1. 【応急仮設住宅】

- ① 6 万戸の早期建設。地元業者に発注することを基本とし、輸入仮設住宅もフルに活用する。
- ② 冷蔵庫、洗濯機など、日常生活に必要な家電を標準設置すること。

2. 【UR・公営住宅・民間賃貸住宅】

家賃は、仮設住宅と同様の扱いとして、原則 2 年間免除する。

3. 【旅館・ホテル】

仮設住宅移行までの暫定期間だけでなく、被災者の意向に従い、仮設住宅並みに原則 2 年間住めるように国が借り上げる。

4. 【食事供与事業】

雲仙の際に国土庁の要綱事業で実施した食事供与事業を実施する。

5. 全児童・生徒の就学

- 1. 新学期に向けて、学校施設・教員の確保及び教材・備品等の購入費補助、被災地児童の受け入れ先の確保と支援。
- 2. 給付型奨学金の創設、就学支援金貸付、社会福祉協議会の融資・貸付の拡充。
- 3. 専門・各種学校、短期大学、大学の授業料等の減免措置。
- 4. 教育復興担当教員、スクールカウンセラーを配置し、きめ細やかな教育指導を施す。
- 5. 震災時孤児に対する確実な支援を行うこと。

6. 民事法律扶助の充実

- 1. 日弁連の協力のもと、避難所単位での訪問生活相談を実施する。女性弁護士による女性専門相談窓口も設ける。

2. 未成年後見人ならびに後見監督人が適正に選任される仕組みづくりをして、親を亡くした子どもへ災害弔慰金や被災者生活再建支援金が必ず届くようにする。

7. 雇用を守り、創出する

1. 失業保険の特例給付及び雇用調整助成金の柔軟な運用（間接被害を受けた社も対象とする等）で、雇用を守る。
2. 被災地での復旧・復興事業には、地元企業・被災者を優先し、新たな雇用を創出する。
3. 内定取消については、被災企業のみならず域外の事業主にも特定求職者雇用開発助成金を活用して新規採用をサポートする。役所の臨時雇用も実施する。
4. 企業に対する災害復旧貸付制度を大幅に改善し、既往債務の借換えを可能としてマイナスからのスタートではなく、ゼロからの出発となるようにする。
5. 政府系金融機関の信用リスクを国が肩代わりすることとし、実質的な無利子融資を。

8. インフラ復旧

1. 瓦礫撤去時のアスベストやPCBの取り扱い及び健康被害の防止策に万全を期すこと。
2. 廃棄物等の処理主体は原則市町村であるが、財政やマンパワーの不足等により、処理・撤去作業が困難な場合には速やかに県に委託できるよう、大幅な財政支援を行くこと。
3. 道路や河川、港湾、海岸、空港、鉄道、学校、農地、上下水道などの社会インフラ・生活インフラの応急処置は一カ月以内に完了するとともに、その後の復興に全力を挙げること。
4. 学校、病院、介護施設、工場などの企業についても、瓦礫撤去費用については国が全額負担すること。
5. 医療・介護・障害児施設の早期復旧

9. 被災地における医療、介護、障がい者サービスの復旧支援

1. 災害救助法が適用されている地域住民の医療費自己負担分及び介護保険の利用料、障がい者自立支援サービス利用者負担分を国が全額負担すること。
2. 災害救助法が適用されている地域住民の健康保険料並びに介護保険料の納付を猶予し、被災状況に応じて納付免除も行き、その分を国が負担すること。
3. 被災医療機関や介護並びに障がい者福祉関連事業所の復旧再建に関する財政支援及び税制優遇措置を講じること。

〔Ⅱ〕 復旧・復興支援

災害復興における応急段階から復旧・復興始動段階にある現在、被災者・被災地のニーズにあった適切な支援、復旧を行うためには、基礎自治体を強力に支援せねばならない。また、中長期的な復興の姿を示し予見性のある施策の充実も重要である。そのため被災自治体に対する支援の抜本的強化と復興へ向けた体制づくりに取り組むべきである。

1. マンパワーの抜本的強化その1【行政等による支援】

1. 国、知事会、全国市長会・町村会は、長期間、職員派遣が行えるよう、派遣自治体と受け入れ自治体のペアリングの支援（対口支援）システムを構築すること
2. 総務省公務員課を基点に被災自治体からの人員ニーズを調査・集約し、全国市町村長会を通じて、派遣自治体とのマッチングを行い、派遣を決定する予定となっているが、必要な予算とスピーディーな実施を確保できるよう、特段の配慮を行うこと。
3. 既存の「緊急雇用基金」「ふるさと雇用基金」（厚生労働省予算、県管理）を活用し、市町村職員OBの再雇用や内定取消者、被災自治体での離職者等の臨時雇用を促進するとともに、基金の積み増しを行うこと。

2. マンパワーの抜本的強化その2【官民連携による支援】

1. NPO、NGO、国際機関、ボランティア団体等の連携強化や円滑な救助活動、復旧活動が行えるよう、政府はサポートに徹すること。特にガソリン等の燃油供給については、活動に支障をきたすことのないよう、速やかに行うこと。
2. NPOやボランティア団体の活動費については国が補償すること。中央共同募金会の活動支援助成の柔軟な運用。また、団体間のネットワークのサポートや関係団体をコーディネートする人材を派遣すること。
3. 被災者に対し必要な支援が着実に行えるよう、法整備等の弾力的運用と周知徹底に徹するべきである。そのために、政府の対策本部と同等の権限・裁量等を持つ現地出張所を各都道府県に設置し、NGO、国際機関等の各種団体等の活動を支援すること。

3. 財政支援の強化

1. 行政職員等の派遣費用について、被災自治体、派遣自治体の負担とならないよう特別交付税等で措置すること。
2. 被災者支援等に必要な費用は要請主義から派遣主義へ転換すること。特に医療支援、生活支援、心理的ケアなど、被災地からの要請により実施される救援物資の提供や救援要員の派遣に伴う費用については、災害救助法の枠組みにとらわれることなく、要請団体（被災地）の負担とならないよう、必要な措置を講じること。

4. 行政システムの支援・強化

1. 被災者支援システムの導入と活用促進

被災者の住民基本台帳をもとに被災者情報のデータベース化（被災者支援台帳または被災者カルテの作成）に取り組み、様々な支援策や行政サービスを一元的に実行する事務処理システムを構築すること。

※すでにオープンソース化している地方自治情報センターが提供した被災者支援システムのクラウド化等の活用で、被災者台帳の作成（被災者情報のデータベース化）と支援情報の広範な発信。

- 被災者を被災地域外の公営住宅で受け入れた場合、いずれ帰郷を希望する人たちを正確に把握し、住民票の移転などを求めないようにすること。また被災者が住民（票）登録している自治体の支援情報を常時配信できるシステムを構築すること。
- 地震・津波等により庁舎が損壊し使用できない自治体や、原発避難区域内から退去等の理由により業務執行の拠点を失った自治体への支援を早急を実施する必要がある（一部の町村は、すでに被災地域外に拠点を移している）。そのために、災害協定市町村や被災者受け入れ自治体への一時移転や被災地域内での仮庁舎建設など、国・県が必要な支援を行うこと。
- 行政データを復元するために、住基ネット情報やシステムを構築したベンダーのバックアップデータ等を活用し、データが復元できない市町村への支援策を講ずること。
- 避難民は東北地方に限らず全国へ避難していることから、避難した市町村民の掌握と適切な情報提供が急務である。たとえば、ACのテレビ広告枠等で市町村民に連絡を呼びかける等、広報活動を強化すること。

5. 東北方面の高速道路の一時無料化

- 復旧・復興活動ならびに被災地域支援に資するため、被災地域を含む東北方面の高速道路（自動車専用道路含む）について、一年間を目途に無料化すること。

6. 街づくり

- 復興へ向けた街づくりには従前のコミュニティーを維持、再現することが重要である。特に仮設住宅に住む被災者については、医療や介護、教育、障がい者施設等の公共施設や、商店街等の商業施設の整備等、街が本来持つ機能を再現する必要がある。
- 加えて、今回の震災では街そのものが消滅した地域もあることから、被災者の生活基盤を再構築するために「仮設市街地」の構築に取り組むべきこと。
※ 仮設市街地：地震等の自然災害で、都市が大規模な災害に見舞われた場合、被災住民が被災地内または近傍に留まりながら、協働して被災地の復興をめざしていくため、復興までの暫定的な生活を支える場となる市街地。

3. 被災自治体の市街地再建については、被災市町村が主体となって復興計画を策定すべきだが、国や県による支援を強化すること。特に市街地や住宅地の移転等の可能性に配慮したスキームを構築すること。
4. 防災のための集団移転についても明確なメッセージを発信すべきである。「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づく措置（奥尻島で前例）の適用や、被災者が安心して生活するための支援スキーム、関連法の弾力的運用など、防災や生活再建に必要な集団移転についても、明確なメッセージを発信すること。
5. 仮設住宅の土地確保と抽選や供給のあり方（従前のコミュニティー再現やペット可住宅など）
 - ※ 避難先では被災者のコミュニティーを維持することが重要である。たとえば同じ小学校区域の住民は同じ公的住宅で受け入れるなど、被災者の立場に立った生活支援を行うべきである。
 - ※ 各自治体が個別に受け入れを進めればコミュニティーが崩れ、孤独が健康被害を招く結果も生む。移送手段も含め、政府が調整役を務めて迅速に避難先を決めるべきだ。
 - ※ 安全な住まいへの移動について、陸路・空路を問わず輸送体制の充実を図るべき。また、移動にかかる費用については国が支援すべきである。
6. 壊滅的な打撃を受けた自治体については、土地を国が買い上げた上で復興事業に取り組むとともに、その土地の活用等で雇用を創出し、最終的には当該自治体に廉価で払い下げること。

7. 中長期的な復興の姿（考え方）

1. 大震災後の街づくりの前提として、公益的な観点から街づくりのグランドデザインとなる「復興ビジョン」を政府が明示し、単なる復旧（震災前の状態に戻す）ではなく、より「安全」で「活力ある」地域の再興＝復興を促進すること
2. 復興基本法（仮称）や災害復興一括法（仮称）の早期成立を図るとともに、復興に向けた予算や政策の司令塔の役割を果たすと同時に、省庁の縦割り行政の解消、復興に必要な情報の集約及び施策の一元的実施、機能喪失した自治体の補完等を行う「復興庁」（仮称）及び「復興担当大臣」（仮称）を設置すること。
3. 被災者救済のための広域復興基金（取り崩し型）の創設など、臨時的な法制度を立法し対応すること。今後、財源問題や住宅再建、復興へ向けた街づくりなど、現下で明白になっている問題点解決に必要な諸施策の実施や法改正が必要である。
 - 例：被災者生活再建支援制度の強化・拡充
 - 国、県、市町村、それぞれで取り組む被災者再建支援制度を整備
 - 【国】域外避難者支援や、既存の被災者生活再建支援法支援金にとどまらない住宅再建支援など、被災地全般に共通する課題への対処
 - 【地方】地域固有の事情に配慮した被災者再建支援を目的に、被災自治体単独事業のための復興交付金の創設や、自治体間による対口支援の法整備。また、圏（県）単位での復興基金の創設
4. 被災農地の土地改良事業、塩害対策・土壌改良、農地集積等を担い手（農事組合等も含む）に集約するなど、複数年にわたる未来型農業構造改良事業として国を挙げて取り組むこと。

5. 文化財の被害調査・補修等の対策を講じること。
6. 被災地域で“復興博”（仮称）を開催する等、「復興」をテーマにした都市計画やイベント、国際会議等を活用し、被災地を復興する新たな産業を育成すること。
7. 被災した自治体が行財政の効率化のために近隣自体との合併を希望した場合の合併手続きの簡素化を図ること。

[Ⅲ] 農林水産業支援

東日本大震災による被害は過去に類例のないほど甚大である。農地への海水及び瓦礫の流入や園芸施設の流出、酪農畜産品等の出荷停止、林地の崩壊や漁船の破損・流失及び行業施設の崩壊など、今なお拡大している。今後は、従来の措置を超えた新たな支援策と十分な予算措置等により、被災農家や漁業者をはじめ生産者や関係者への支援を早急に講じるべきである。

1. 緊急対策

1. 地震・津波被害による作付けができないなどの営農不能農業者に対し、緊急の所得補償策を講じること。
2. 平成 23 年産米の安定供給のため、被災県内における生産数量目標の見直しや、県間調整が可能となるよう措置すること。
3. 被災地における営農計画の見直し等に伴う各種申請手続きについて期限延長すること。（戸別所得補償制度関連）
4. 被災農地の瓦礫などの撤去や農地の復旧・塩害対策、また海底障害物の撤去作業や漁港の復旧を早急に行うと共に、その際の作業に対して被災農漁業者の雇用を優先すること。

2. 酪農・畜産・食肉・鶏卵対策

1. 乳製品工場の操業再開に全力で取り組み、搾乳農家の安定経営を図ること。特に、工場への原乳受け入れを進める為、燃料や牛乳用紙パック等の資材の確保に万全を期すこと。
2. 「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」「肉用牛繁殖経営支援事業」「養豚経営安定対策事業」の算定基準については、この度の震災及び放射物質の影響に配慮した地域特例を設けること。

3. 次の対象となる場合は、国による助成や補償を実施すること。

- ① 震災の影響で家畜市場の閉鎖が長期化し、出荷が遅延した子牛の飼料代の助成
- ② 震災の影響で出荷遅延を余儀なくされた家畜の損害補償
- ③ 震災の影響で死滅する鶏が多発した採卵養鶏・ブロイラー農家の損害補償
- ④ 震災の影響により廃棄した生乳や乳量減・乳質低下への補償

3. 森林・林業対策

1. 森林被害状況を早急に確認すると共に、被害を受けた治山施設や林道及び林地の荒廃などの復旧に取り組むこと。

4. 漁業再開のための支援

1. 岸壁や堤防などの漁港機能を回復し、漁船の係留場所を確保するとともに、漁港周辺の航路を確保すること。
2. 壊滅状態にあるカキ、ホタテ、ワカメなどの養殖関連施設を国の高率助成により復興すること。

5. 漁業継続へ向けた支援

1. 甚大な漁船被害により漁船保険組合の支払い能力を超えることが想定される。至急、国の漁船保険制度準備金を積み増すこと。
2. 5 トン未満が対象の小型漁船の共同利用は、トン数要件を緩和するなどして代船建造の支援を拡充すること。
3. 漁船の代船建造のために、近代化資金などの支援制度を拡充すること。
4. 沖合漁業の復興支援のために、漁船漁業構造改革事業は、追加予算を措置し、事業期間を3年から5年に延長するなど、拡充を図ること。
5. 漁業者の廃業を防ぐため、漁民会社などの共同経営や漁業協同組合の自営方式への運営を支援すること。

6. 税制特例措置

1. 事務所、漁船、農機具など被災した事業用資産について所得税の必要経費とすること。
2. 水没した土地や建物の固定資産税を非課税化するとともに、漁船、設備・機械など償却資産についても減免措置を講ずること。

7. 福島第一原子力発電所災害対策

1. 原発事故により、出荷自粛も含めた出荷停止等の被害を受けた生産者や関係事業者に対して、万全の補償と迅速な支払いを行うこと。また、相当因果関係と損害認定の簡素化を行うとともに、国による一時金等の支給を迅速に支払う特別措置を講ずること。
2. 原発事故による出荷制限県内にも基準値を超えない地域や作物もあることから、現在の県単位の出荷制限指示と都道府県単位の原産地表示を見直し、より細かい地域別の出荷制限指示と原産地表示を行うこと。
3. 原発事故による出荷停止対象以外の農畜産物については、卸売市場等での受託拒否など連鎖的な風評被害を防止するため、行政への指導ならびに消費者、流通・小売業者等の食品関係者に飲食摂取にかかる適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。また、風評被害によって入荷拒否や価格下落等の被害が出た場合、作付け時に想定されたのと同等の収入補償を実施すること。
4. 原発事故により、一定基準を超える放射能物質が検出された農作物については、政府の責任で買い取り、処理をすること。その上で、田植えや種まきの延期要請を受けている農家や自粛している農家に対し、直ちに田植えや種まきができるよう対策を講ずること。
5. 原発事故により、出漁や生産の規制及び自粛により受けた被害に対し、万全の補償と迅速な支払いを行なうと共に、再開までの間の無利子・無担保の融資制度を講ずること。
6. 放射被爆の恐れのある被災動物の救護活動等については、国をはじめ行政が適切な措置を講ずること。

[IV] 中小企業再建支援

3月11日に発生した大地震と巨大津波が中小・零細企業に与えた打撃ははかり知れない。特に沿岸地域では、働く場や生活基盤そのものが流され、再建のメドなど立てようがない状況である。政府として従前の中小企業支援策の抜本的拡充とともに、原材料不足、計画停電、原発問題等にも対応する、これまでの枠組みを超えた新たな中小企業支援策を速やかに講ずるべきである。

1. 中小企業に対する金融支援の抜本的強化

1. 政策金融公庫の災害復旧貸付を抜本的に拡充した新たな融資制度を創設すること。
2. 災害復旧貸付の既往債務の一本化・借換制度を創設すること。

※災害復旧貸付制度拡充(案)

貸付対象：甚大な被災者への追加支援策
計画停電や原発問題、サプライチェーンの被害などの影響に
対するオールジャパンでの対応
貸付限度：5億円（現行1.5億円）
貸付期間：設備資金20年、運転資金15年
据置期間：10年
貸付利率：基準利率- α （被災地復興は0.9%）〔全額特利適用〕

3. 災害復旧貸付（政策金融公庫）及び危機対応業務（商工中金）の事業規模を大幅に拡充すること。計画停電等による間接被害を含む適用範囲の拡大、貸付限度額の拡大、貸付条件の緩和（貸付期間の延長、優遇金利引下げ・対象上限額の拡大など）を図ること。
4. 政策金融機関は、中小・小規模企業などからの相談について、円滑、迅速、きめ細やかな対応を行うこと。
5. 金融機関に対して、被災した中小企業者からの貸付条件の変更等の申し込みに対して、中小企業金融円滑化法の趣旨を踏まえて、積極的な対応を行うよう一層の徹底に努めること。
6. 直接・間接被害を問わず被災に関連した中小企業の既往債務について、利息を含む一定期間の返済猶予を行わせるなどの特例措置を講じること。
7. 直接・間接被害を問わず被災に関連した中小企業に対しての無担保・無保証・無利子（利子補給を含む）融資制度の創設を図ること。
8. 被災企業の社会保険料、雇用保険料などについて、免除等の特例措置を講じること。
9. 「災害関係保証」については、セーフティネット保証との別枠での設定できるようにすること。あわせて、要件緩和、保証料の減免策を講じること。
10. 中小企業の金融支援に重要な役割を果たしている地域金融機関の基盤強化を図るための適切な対応を行うこと。
11. 政府が講じた施策について、商工会議所等の経済団体に対して迅速に情報提供するとともに、加盟企業・非加盟企業に対しての周知を図るようにすること。

2. 企業の事業再開に向けた支援

1. 支援拠点としての商工会等の機能の復旧に対する支援を行うこと。
2. 企業向けのライフライン（電力、通信設備、港湾設備、ガス、水道、工業用水道）の早期復旧に努めること。
3. 事業用敷地に流入した災害廃棄物の撤去・処理についての支援策を講じること。特に自動車等の撤去に当たっては、所有権問題等の法的整理を含めた対応策を講じること。

4. 被災事業者の工場、店舗、事務所等の建物や設備の再生に向けた公的補助等を行うこと。
5. 被災地の事業者向けの仮設工場・店舗等の設置を早急に進めるため、自治体等における支援策を強化すること。
6. 被災事業所に対する雇用調整助成制度を拡充すること。
7. 従業員等の通勤手段を確保するため、路線バスの臨時運行など早急に対策を講じること。(被災地の避難所と事業所との移動手段の確保)
8. 原発事故により損害を受けている地域の産業に対しての支援策について、災害救助法の適用地域の見直しを含めた検討すること。

3. 金融面での対応

1. 災害の発生に乗じた不適切な取引を防止するため、市場の厳格な監視を行うこと。
2. 被災企業等の有価証券報告書の提出期限についての延長措置を講じること。
3. 災害義援金の募集を装った振り込め詐欺等、国民の皆様の善意に乗じた卑劣な犯罪が発生しているが、各金融機関に対して詐欺の防止等に向けた適切な対応を要請するとともに、政府広報等を活用して広く国民に対して注意を喚起すること。

4. 被災企業に対する税制面での対応

1. 被災した企業・事業者の事業用資産等の損失について、前年分事業所得の計算上、必要経費に算入すること。
2. 相続税・贈与税について、震災前の相続・贈与で申告期限が震災後のものは、震災直後の価格によることができるようにする等の軽減措置を講じること。
3. 被災した企業の震災損失について、法人税の繰戻し還付を行うこと。特に中小企業については、繰戻し還付期間の拡大を検討すること。
4. 被災した資産の代替資産に係る法人税の特別償却、事業用資産の買換特例の措置を講じること。
5. 被災した資産に係る固定資産税等の減免措置を講じること。
6. 被災した資産の代替資産に係る固定資産税等の減免措置を講じること。
7. 被災地復興のための土地譲渡についての課税の特例措置を講じること。
8. 代替建物取得の際の登録免許税の免除等を行うこと。
9. 政府系金融機関が被災者等に対して行う資金の貸付に伴う契約書等について、印紙税を課さないなど非課税措置を拡充すること。

5. 観光庁関連

1. 観光庁が行っている「県境を越えた被災者の旅館・ホテル等への受入れ」については、以下の諸点について、適切に対応すること。
 - ・被災県と受入県とのマッチングに当たっては、被災者の生活環境を最大限保証するために、受入県における保険・医療・教育など生活面でのサポート体制の整備などの状況を把握し、適切な措置を講じること。
 - ・被災者の方の実情を踏まえ、災害救助法の弾力的な運用を含め臨機応変に対応すること。
 - ・今般の支援策実施前に、すでに受入を行っている旅館・ホテルに対しても遡及的に同制度を適用すること。
 - ・国における被災県への補助については、全額国庫負担とすることを含め最大限の負担を行うこと。
 - ・震災に伴う全国的なイベント等の自粛は、日本経済を停滞させるものであり、過度のイベント等の自粛は行わないよう、関係各所に対して周知・呼びかけを行うこと。

6. その他

1. 震災にかかる企業の寄付金の税制上の取扱につき、企業の決算が年度末（会計期間が平成 22 年 4 月 1 日～翌 3 月 31 日）の場合、申告・納税期間の平成 23 年 5 月 31 日分までに寄付を行えば、平成 22 年度の優遇税制措置の対象とすること。

[V] 福島第一原子力発電所災害に対する対策の強化

福島第一原子力発電所は、いまだ予断を許さない状況である。避難及び屋内退避の長期化が予想され、広域的な放射能汚染への懸念が広がっている。こうした状況を踏まえ、国民生活の安全を第一義とした対策の抜本的強化と迅速な対応に徹すべきである。

※原子力事故関連の要請の詳細については、過去二回にわたる緊急要請を参照されたい

(第一回：3月25日、第二回：3月31日)

1. 国民目線での情報開示の徹底

1. 事故対策の長期化を踏まえた対策が必要。まずは、緊急時迅速放射能影響予測（SPEEDI）による住民の被曝量や放射性物質が拡散する量の予測と、気象庁による放射性物質の拡散予測を随時公表すること。
2. 発電所を含めて周辺の放射線量の時系列データをリアルタイムで公開するとともに、測定結果を 10 段階の危険度で説明するなど、国民目線に立った「正確」

「明快」「迅速」な情報提供に徹すること。

3. 放射線汚染の数値については、妊婦、胎児、大人、子ども等、年齢別や性別の基準を示すこと。

2. 避難者に対する支援強化

1. 屋内退避者に対する優先的な物資支援を行うこと。
2. 屋内退避者に対する医療サービス提供体制を確立するとともに、被曝・汚染チェックや健康相談窓口の開設に取り組むこと。
3. 避難指示圏の周辺市町村への物流改善や物資支援、金融支援、適切な情報提供に取り組むこと。

3. 医療体制の整備

1. 原子力発電所放水作業などによる高レベル被曝者の情報公開と医療提供体制の整備を図ること。
2. 関東圏を含めて、放射能汚染・被曝に関する生活・健康相談電話窓口を開設すること。

4. 原子力損害賠償法の早期適用

1. 原子力損害賠償法の適用により、農林水産業、サービス業等を含む各種事業者ならびに地域住民に対し、東電・国が一体となって早期に賠償を実施し被害者救済に遺漏なくつとめるとともに、今後の取り組みについて広く広報すること。
2. 風評被害含む

5. 工業品の放射被害対策

1. 工業品等の線量調査を国費にて行うシステムを速やかに構築すること。
2. 放射被害については汚染状況を速やかに調査するとともに、不評被害の防止策強化と、適切な情報提供の徹底し、政府の責任において国内外に向けた工業品の安全宣言を行うこと。
3. 事業者に対する経営補償についても柔軟に対応すること。

〈了〉